

クラブ 規約

第1章 総則

第1条 本会は「瀬戸内ラグビークラブ」と称する。

第2条 本会はシニア世代を主体とした活動、中学生を主体とした活動を通し互いに協力して、諸活動の目的を達成する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- ① 子どもの健全育成を図る
 - ② シニアの健康と美容の維持増進を図る
 - ③ 文化、芸術またスポーツの振興を図る
 - ④ 国際協力を図る
 - ⑤ 街づくりの推進を図る
- 特に①について
暴力容認の非民主的指導ならびに子どもの発達や健康を無視した、勝利至上主義の非科学的指導を許さない。平和と民主主義を愛する青少年の育成・普及を目指す

第2章 会 員

第4条 本会は会員、保護者とクラブ役員を持って組織する。

第5条 本会はすべて平等の権利と義務を有する。

第3章 役員及びその選出

第6条 本会は次の役員をおく。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 1名
- ③ アドバイザー 若干名
- ④ 指導者代表 1名
- ⑤ コンディショニングトレーナー 若干名
- ⑥ 事務局長 1名
- ⑦ 会計監査 1名
- ⑧ 会計 1名 (保護者内より)
- ⑨ 保護者代表 1名 (保護者内より)

第7条 役員の仕事は次のとおりである。

- ① 代表は会を代表し会務を総括して、総会、役員総会などすべての会議を招集する。
- ② 副代表は会長を補佐し会長に事故あるときはその仕事を代行する。
- ③ 会計は会計一切を掌る。
- ④ 会計監査は会計の監査を行う。
- ⑤ アドバイザーは本会に適宜助言し会の運営を助ける。
- ⑥ 事務局長は本会の運営事務一切を行う。

- ⑦ 指導者代表は指導の一切を行う。
- ⑧ コンディショニングトレーナーはプレイヤーの体調維持管理を行う。
- ⑨ 保護者代表は保護者会を開き本会の推進に当たる。

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

- ① 代表、副代表、会計監査、事務局長は役員中より選出し、総会の承認を受ける。
- ② アドバイザー、指導者代表、会計は会員中より代表が委嘱し、総会の承認を受ける。
- ③ 保護者代表は保護者会より選出し総会の承認を受ける。

第9条 役員の任務は一年とする。但し、重任を妨げない。また任務終了後も後任者が就任するまでは、その任務を行う。

第10条 役員に欠員が生じた場合は、速やかに選出する。

その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第11条 本会は次の会議をおく。

- ① 総会
- ② 役員総会

第12条 総会は年一回（毎年年度始め）開く。但し、代表が必要と認めた場合及び会員の三分の一以上の要望があった場合は臨時総会を開くことができる。総会は本会の最高決機関で全会員を持って構成し、年次報告、予算決算の承認、決定、役員承認、規約の改正、その他重要事項を審議決定する。

第13条 役員総会は総会に継ぐ決議機関で役員全員を持って構成し予算決算の審議、役員選出、活動計画の審議、その他重要事項を議決し総会に報告する。緊急を要する場合は、役員総会を持って総会に代えることができる。

第14条 本会の会合はすべて半数以上の出席を持って成立し議決は出席者の過半数を持って行う。

第15条 本会は必要に応じて専門委員会を置くことができる。

会計

第16条 本会の経費は会費、事業収益及び寄付金を以って支弁する。

第17条 会費の額及び徴収方法は総会で定める。

第18条 本会の会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第19条 会計の監査は年一回行う。但し必要に応じて臨時監査をすることが出来る。

付則

第20条 本会の規約は総会の決議を経なければ改廃することが出来ない。

第21条 本会規約は平成20年10月1日より実施する。

運 営 方 針

第22条 各種団体、自治体、報道機関などに本会の目的を伝え、協力を依頼する。

第23条 幼稚園、保育園、小学校、中学校に出向き本会の目的を伝え、普及活動を行う。

第24条 年間活動計画例

- 4月 新年度開き
- 8月 合宿 国際交流
- 10月 国際交流
- 12月 忘年会
- 1月 新年会
- 3月 年度末
- 常時活動 原則 毎週火曜日 19時から20時30分
- 不定期活動 他のチームと交流
- 奉仕活動 随時行う